

鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第16号

### 鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取市被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。）」を削り、「掲げるもの」の次に「のうち、法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給の対象とならないもの」を加え、同条第4号中「（同号に規定する被災世帯並びに）」を「のうち、国支援金の支給の対象とならないもの（）」に改める。

第3条第1号中「定める額（）」の次に「国支援金の支給の対象となる場合にあつては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては、零）。」を加え、同条第2号中「（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）」を「のうち、国支援金の支給の対象とならないもの」に、「第8号」を「第9号」に改める。

別表第5号中「半壊世帯の世帯主」を「半壊世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないものの世帯主」に改め、「を限度とする。」を削り、同表中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次のように加える。

(7) 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅（市内に設置されるもの限り、賃貸住宅にあっては、市長が別に定めるものに限る。）の建設又は購入	3年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	2年	30万円
---	----	--------------------------------------	----	------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取市被災者住宅再建等支援条例の規定は、同日以後に発生した災害に係る給付金から適用する。